

通知「確定給付企業年金制度について」および「確定拠出年金制度について」等の一部を改正する通知の発出

対象

DB

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

会計基準

その他

ポイント

- ▶ 9月30日、通知「確定給付企業年金制度について（以下、DB法令解釈通知）」および「確定拠出年金制度について（以下、DC法令解釈通知）」等の一部改正通知※¹～⁵が発出されました。また、同日、意見募集結果※⁶も公表されています。
- ▶ DB・DCの法令解釈通知およびDB・DCの規約承認基準において、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（いわゆる、同一労働同一賃金ガイドライン）の「基本的な考え方」を踏まえる規定が追加されました。
- ▶ その他、DBでは、「資産運用委員会」の設置基準について、純資産額に加えて、責任準備金または最低積立基準額のいずれか低い額が100億円以上との規定が追加されています。
- ▶ また、DCでは、「いわゆる選択型DC（選択制DC）」を実施する場合の従業員に対する説明規定が追加されました。

※1 [「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う「確定給付企業年金制度について」等の一部を改正について」](#)

※2 [「「確定給付企業年の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」](#)

※3 [「「確定拠出年金制度について」の一部改正について」](#)

※4 [「「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について」](#)

※5 [「確定拠出年金Q&Aの改定について」](#)

※6 [「「確定拠出年金制度について」の一部を改正する通知案等に関する意見募集結果について」](#)

通知の適用日

- ▶ 適用日：2020年10月1日

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

確定給付企業年金制度に関する通知の改正概要

項目	通知の改正概要
(1)加入者とする ことについて の「一定の資 格」の内容	<p>【法令解釈通知の改正項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 加入者となることについて、「一定の資格」を定めたときは、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（いわゆる、同一労働同一賃金ガイドライン）※7の「基本的な考え方」を踏まえること
(2)給付の額に 関する事項	<p>【法令解釈通知の改正項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 加入者間で給付の額に差を設ける場合にあつては、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（いわゆる、同一労働同一賃金ガイドライン）の「基本的な考え方」を踏まえ、合理的な理由があること
(3)軽微な変 更の内容	<p>【法令解釈通知の新設項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 老齢給付金の支給の繰下げの申出又は脱退一時金の全部若しくは一部の支給の繰下げの申出をできることを規約に定める場合（のうち給付の額の減額とはならないもの）は軽微な変更とする
(4)資産運用 委員会につ いて	<p>【法令解釈通知の新設項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 資産運用委員会の設置基準については以下のいずれかに該当すること <ol style="list-style-type: none"> ① 直近3年の決算のうち少なくとも2年において、純資産額が100億円以上であること ② 直近3年の決算のうち少なくとも2年において、責任準備金または最低積立基準額のいずれか低い額が100億円以上であること <p>【確定給付企業年金ガイドラインの新設項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象事業主に該当しない場合においても資産運用委員会を設置することが望ましい

※7「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」

第2 基本的な考え方（関連する箇所のみ抜粋）

なお、この指針に原則となる考え方が示されていない退職手当、住宅手当、家族手当等の待遇や、具体的に該当しない場合についても、不合理と認められる待遇の相違の解消等が求められる。このため、各事業主において、労使により、個別具体的な事情に応じて待遇の体系について議論していくことが望まれる。

【総合型DB基金のみが対象となる項目】

項目	通知の改正概要
(5)事業及 び決算に関 する報告書 の取扱い	<p>【法令解釈通知の新設項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 総合型DB基金については、事業及び決算に関する報告書を地方厚生局長等に提出する場合、会計監査等の結果を考慮した監事意見を付すこととされたが、積立金の額が常時20億円を下回る又は下回ると見込まれる基金は除くことが規定された。この積立金の額は次のいずれかに該当すること <ol style="list-style-type: none"> ① 直近3年の決算のうち少なくとも2年において、純資産額が20億円未満であること ② 直近3年の決算のうち少なくとも2年において、責任準備金または最低積立基準額のいずれか低い額が20億円未満であること

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

確定拠出年金制度に関する通知の改正概要

項目	通知の改正概要
(1)加入者とする ことについての 「一定の資格」の 内容	<p>【法令解釈通知の改正項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該資格を定めるに当たっては、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」の「基本的な考え方」を踏まえること ➢ 労働協約等における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合にあっては、企業型年金加入者の資格を区分(グループ区分)することができること
(2)加入者となら ない者への 代替措置	<p>【規約承認基準の改正項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 代替措置を不要とすることが可能となる要件を次のとおり改正 事業主返還の算定方法に関する事項を企業型年金規約に定めたときは、雇用期間が3年未満であることが雇用契約等により確実に見込まれる者については、代替措置を不要とすることが可能
(3)事業主掛金 に関する事項	<p>【法令解釈通知及び規約承認基準の新設項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 加入者間で事業主掛金額に差を設ける場合にあっては、当該「基本的な考え方」を踏まえ、労働協約等における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど事業主掛金額に差を設けることにつき合理的な理由があること
(4)いわゆる選択 型(選択制)DC の掛金	<p>【法令解釈通知及び規約承認基準の新設項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 労使合意により給与等を減額した上で、事業主掛金として拠出するか、給与等への上乗せで受け取るかを従業員が選択する仕組みについては、社会保険・雇用保険等の給付額にも影響する可能性を含めて、事業主は従業員に正確な説明を行う必要がある
(5)投資教育に 関する事項	<p>【法令解釈通知の改正項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・現役時代の生活設計を勘案しつつ自身が望む老後の生活水準に照らし、不足する費用の考え方 ・老後の資産形成の計画や運用目標の考え方（リタイヤ期前後であれば、自身の就労状況の見込み、保有している金融商品、公的年金、退職金等を踏まえた資産形成の計画や運用目標の考え方）

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。